

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A(本市取扱い)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(介護保険最新情報Vol.770 令和2年2月24日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」(介護保険最新情報Vol.773 令和2年2月28日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」(介護保険最新情報Vol.779 令和2年3月6日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」(介護保険最新情報Vol.796 令和2年3月26日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」(介護保険最新情報Vol.809 令和2年4月7日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第10報)」(介護保険最新情報Vol.823 令和2年4月24日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」(介護保険最新情報Vol.836 令和2年5月25日付厚労省事務連絡)

※通知については、以下「国通知第〇報」と表記します。

※Q&Aの内容は掲載当時の内容であり、厚生労働省発出のQ&A等の内容により変更される場合があります。

※関連する介護保険最新情報も併せてご参照下さい。

※例外的な取扱いになるため、利用者及びその家族に十分に説明して下さい。

令和元年5月29日時点

No	サービス種類	キーワード	質問	回答
1	予防専門型通所サービス ミニデイ型通所サービス	事業所を休業した場合の日割り計算	当該事務連絡には、「介護予防通所リハビリテーションが休業し、利用者に対して、計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととする」とされているが、予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービスについても同様の取扱いと考えてよいか。	お見込みのとおりです。 本通知のとおり、月の総日数から休業した期間(定期休業日を含む。)を差し引いた日数分について請求することとなります。
2	地域密着型サービス	運営推進会議の開催	感染経路遮断のために運営推進会議を照会等にて実施することは可能か。	可能です。 構成員に対して会議の概要や意見照会、運営状況等の報告を郵送等で行い、構成員より事業所に対する評価、要望、助言等を郵送等にて受けるものでも可とします。

No	サービス種類	キーワード	質問	回答
3	居宅介護支援	モニタリングの実施	感染経路遮断のためにモニタリングを電話など、居宅訪問によらない方法で実施することは可能か。また、この場合、運営基準減算とはならないか。	可能であり、減算とはなりません。 なお、この場合は、利用者の安否確認等の状況把握を電話等で行い、その旨を支援経過記録に記録していただく必要があります。
4	居宅介護支援	サービス担当者会議の開催	感染経路遮断のためにサービス担当者会議をサービス担当者等に対して照会にて意見を求め、実施してもよいか。	お見込みのとおりです。 なお、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。
5	通所介護 通所リハビリテーション	人員基準欠如減算	新型コロナウイルス感染症に伴い小学校等が休校になることにより、子の養育のため、職員が出勤できなくなる場合についても、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能か。	可能です。 なお、人員基準を満たせなくなった場合であっても、サービス計画に基づいた利用者の処遇に配慮し、必要に応じて代替手段を講じてください。 あわせて、人員基準を満たせなくなった事情とその期間及び代替手段を講じた場合はその詳細な状況を記録するとともに、利用者への説明を行ってください。
6	通所介護 通所リハビリテーション	人員基準欠如減算	従業者が熱発し少なくとも2週間は自宅待機となってしまった。他の従業者も確保することが困難で、従業者数が基準を下回るサービス提供日が発生してしまう。この場合、人員基準欠如減算となるか。	第一義的には、代替りの従業者を確保するように努めていただきますが、どうしても他の従業者の確保が困難な場合には、人員基準欠如減算は適用しません。ただし、利用者の安全面の確保には十分な配慮をしてください。
7	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	上記と同じように理学療法士等が休みとなってしまった場合に算定が可能か。	個別機能訓練加算(Ⅱ)は理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが算定対象者とされているため、理学療法士等が不在の場合は理由の如何に関わらず算定できません。
8	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	感染経路遮断のため、リハビリテーション会議を中止した場合も算定が可能か。	リハビリテーション会議を開催しなかった場合は算定できません。ただし、事業所外部の構成員を招かず開催することは可とします。 なお、この場合は事前に管理者等と検討していただき、その旨の記録を残すとともに、会議に用いる資料や会議の議事録を欠席者に送付し、意見を求めるようにしていただく必要があります。

No	サービス種類	キーワード	質問	回答
9	居宅介護支援	ケアプランの変更について	一時的にデイサービスを中断する場合、ケアプランを変更する必要があるか。	サービスの利用を一時的に中断するだけであれば、ケアプランの変更は求めません。
10	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	「機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。」と算定要件があるが、今般の事情から利用者の申し出等により訪問が難しい場合、郵送等による情報共有により利用者の状況を確認し対応をすることで、算定が可能か。	お見込みのとおりです。
11	訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	加算取得の要件である健康診断の実施について	少なくとも1年以内ごとに1回健康診断を実施することになっている加算について、健康診断を今年度中に実施する予定だったが、感染拡大防止のため、今年度中の健康診断を見合わせた場合、加算の算定は可能か。	可能です。 なお、年度内に実施予定だったことが分かる記録を残してください(予約票等)。 また、事業所が健康診断を実施できると判断した際は速やかに実施してください。
12	訪問介護	特定事業所加算	感染経路遮断のため、定期的な会議を開催せず、当該加算の算定要件である定期的(おおむね1月に1回以上)の要件を満たさない場合、加算の算定は可能か。	会議の開催をせずとも、書面でのやりとり等による代替措置を講じていれば、会議に代えて算定要件を満たす取扱いとします。

No	サービス種類	キーワード	質問	回答
13	居宅サービス、地域密着型サービス	会議の開催	感染経路遮断のため、加算の要件となるような本来行う必要のある会議について、会議の開催をせず、書面でのやりとり等による代替措置を講じる対応としてよいか。	貴見のとおりです。
14	予防専門型通所サービス	休業中の利用の振替	休業により利用できなかった2回分を、同月内の営業再開後に振り替えて提供した場合の報酬はどうなるか。	<p>振替によるサービスの提供も含め、通所回数が当初計画した回数に達する場合は、月額となります。 通所回数が計画した回数に達しない場合は、「感染拡大防止のために休業した予防専門型通所サービス事業所の職員が居宅訪問してサービスを提供した場合の報酬の取扱いについて」※に示す算定方法により、振替による通所利用を休業中の居宅訪問の利用とみなし、利用回数に応じた日数を合計して請求することとします。</p> <p>例①(週1回程度(月4回)利用予定者): 3/7～3/20まで休業のため利用なし。3/6、27通常利用。3/24、31振替利用の場合、月の利用回数が計画回数に達したため月額となる。</p> <p>例②(週1回程度(月4回)利用予定者): 3/7～3/20まで休業のため利用なし。3/6、27通常利用。3/24振替利用の場合、3/24に居宅訪問をしたものとみなし、以下の計算式となる。 3/1～3/6(6日分)+3/21～31(11日分)+7日×1回(7日分) = 24日分を請求</p> <p>※詳細は当該通知を参照。 通常とは異なる形でのサービス提供・請求方法となるため、利用者・家族への十分な説明、事業所・ケアマネジャー間の十分な連携をお願いします。</p>

No	サービス種類	キーワード	質問	回答
15	介護老人保健施設	入退所の一時停止、併設サービスの一部休業を行った場合の対応	入退所の一時停止、併設サービスの一部休業を行った場合、指標の算出に当たってその期間を含む月は含めないことができるかとされているが、具体的な算出方法はどうか。	指標の算出に当たっては、該当の月をすべての指標から除いて計算することになります。また、該当月を除いて前6か月（又は3か月）の期間で計算を行います。（例）4月に入退所の一時停止等を行った場合、5月分の算定にあたり「前6か月」は10月～3月となります。6月分の算定では、11月～3月と5月の6か月となります。
16	介護老人保健施設	入退所の一時停止、併設サービスの一部休業を行った場合の許可権者への報告	許可権者への報告はいつ行うか。また、必ず行わなければならないか。	かいごネットに掲載の様式にて、入退所の一時停止等を行う前に介護保険課にご連絡ください。入退所の一時停止等を行う場合でも、指標の計算に関わる特例を適用されない場合は、ご連絡は不要です。
17	居宅介護支援	国通知第11報問5	国通知第11報問5の取扱いはいつからになるか。	この取り扱いは、通知日の5月25日から適用となります。具体的には5月実績分（6月請求分）から算定が可能です。
18	居宅介護支援	国通知第11報問5	居宅介護支援費を算定する場合、サービス利用票（第6表）を利用者へ交付し、利用者の同意を得る必要があるか。	必要です。ケアプランに位置付けた事業所と調整をしたうえで利用者へ利用票を交付し、同意を得る等の必要なケアマネジメント業務を行っていない場合は算定できません。